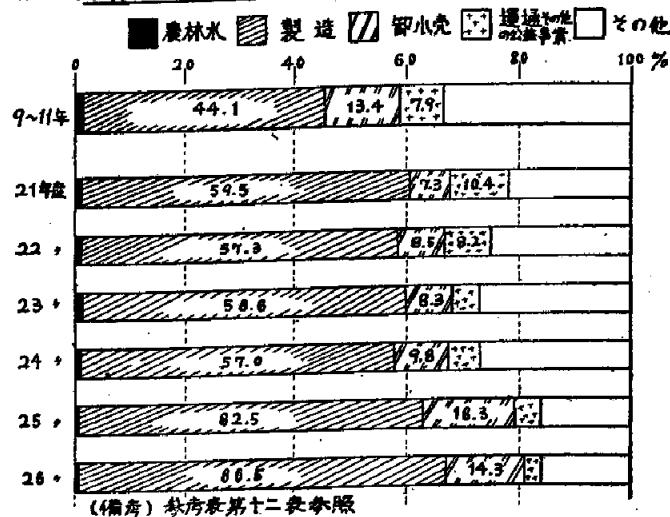
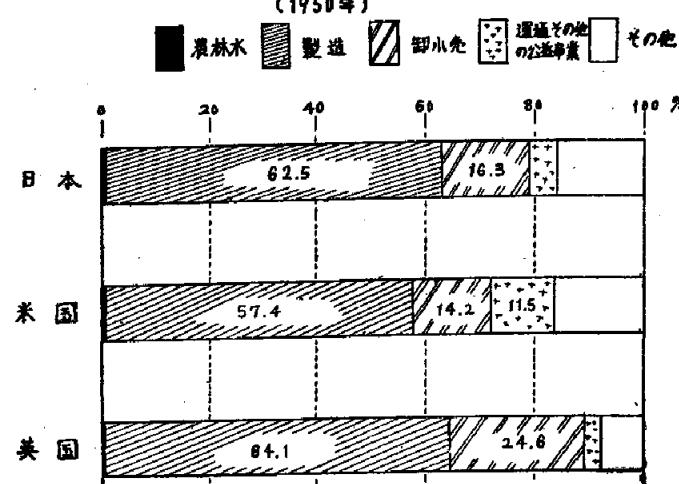


○ 第17図 法人所得産業別構成の推移



○ 第18図 日米英法人所得産業別構成の比較
(1950年)



(備考) 1. 英国 = 1949年 日本 = 年度 米国 = 5年
2. 参考表第十三表参照

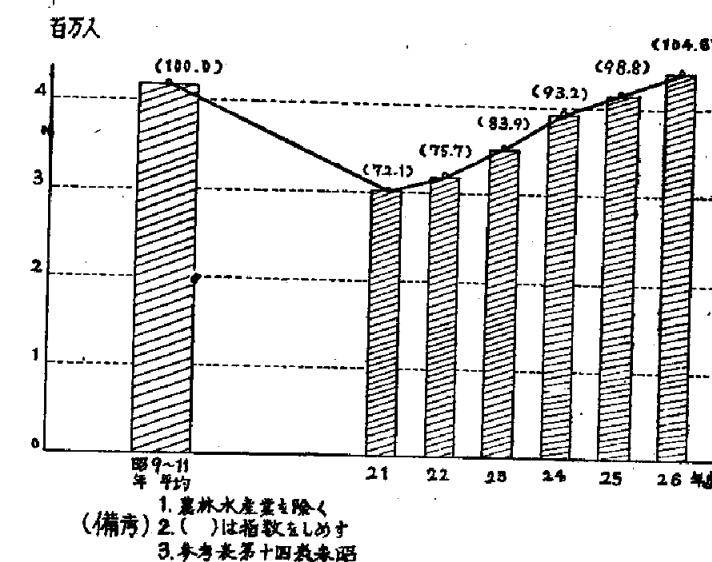
結果、法人所得は急激によくれ、二十六年度の比率は一〇・二%となり、九一年の八・三%を大きくなりようがしている。しかしこれを米国の一五・六%に比べるとまだかなり低位にあることは勤労所得とその軌を一にするのである（前掲第9図参照）。もつともこの国際比較においてもまた、個人業主所得の場合と同様の在庫品価格の調整の問題があることに留意すべきである。

(2) この増大していく法人所得を、その処分面についてみると、実数については、前掲第8表のしめす通り各項目とも年々伸びているが、法人所得全体に占める比率については第15図にみられるように、終戦直後の二十一、二十二年度頃は法人税の割合が圧倒的に多く、法人留保は僅かであつたが、その後法人留保が増大し、特に二五年度以降は法人所得の半分以上を占めるに至つてゐる。

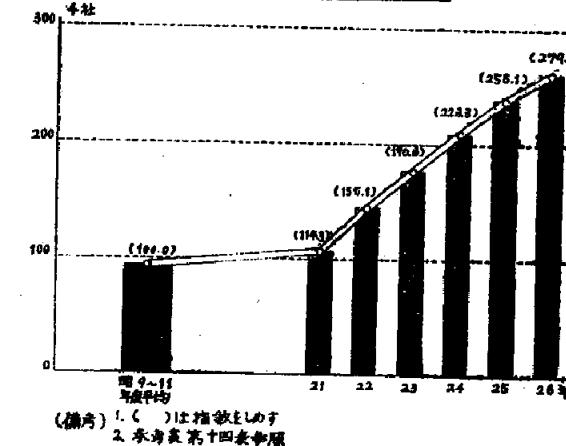
これは前に述べたように経済の回復、動乱ブームの影響とともに、法人税の軽減、資産再評価等の措置によつて、法人企業の資本蓄積に重点が向けられたためである。もつとも戦前は法人所得の五三%が個人配当に向けられていたのに対し、二十六年度では僅かに八・二%であり、この点税負担が未だかなり重く、かつ企業組織の確立、経営の合理化も不十分であることを示すものであろう。これを米、英と比較すると第16図の通りであつて、一九五〇—五一年において、両国ともわが国より法人留保の割合が低く法人税が高いが、これは個人配当の比率が圧倒的に大きいことによつても分るよう、資本蓄積率が既に高いことによるものであろう。

(3) つぎに法人所得を産業別にみると第17図の通りである。その殆んどが農林水産業以外の産業であることは生産構造よりして当然のことであるが、戦後はとくに鉱工業部門が増大し、二十六年度では法人所得の七割を占めるに至つた。なお、卸売小売業の商業部門は戦後低下したが其の後漸増し、二十六年度では戦前比率を上廻つて一四・三%となつてゐる。これに反し運輸通信及びその他の公益事業部門は、戦後の上昇から減少に向い二十六年

○第19図 個人業主数の推移



○第20図 会社総数の推移



度では三割となり、戦前の半分以下の割合となつてゐるのが目立つ。この構成を米、英と比較すると第18図の通りであるが、わが国に比べて、英國は製造業、卸売小売業の比率が高く、米国は運輸通信等公益事業及びその他の部門が高くなつてゐる。

(4) 最後に法人数の推移を、生産活動に直接関係の深い営利会社数の動きによつてとらえてみよう。すなわち第20図によれば、戦後会社数は急速に増加の一途をたどり、二十六年度において総数二六万を超え、九一一年の九万三千に比べて実に三倍に近い数字となつてゐる。これに会社組織以外の法人を加えると、戦後如何に法人数が増加していくか想像に難くないのである。ちなみに個人業主数の異動をみると(第19図参照)、二十六年度において戦前数を僅かに超過してゐるに過ぎず、この両者の伸びを比較することによつても、戦後税制その他の関係から個人業主より法人組織へ転換したものの多かつたことが判断されるのである。

(2) 個人賃貸料所得

個人賃貸料所得は個人が所有する土地家屋等の不動産の賃貸から生ずる所得で、田畠小作料、宅地地代及び家賃からなるが、これは不動産の賃貸を本業として営む場合の所得は含まれないのに反し、個人所有の自家使用宅地、家屋については地代家賃相当額を評価計算上してゐるのである。けだし、前者の場合にはその所得は個人業主所得に計上され、後者の場合には、宅地、地代は自己所有のものであつても、耐久消費財として年々用役を生産し、賃借のものと何らかわりがないからである。

個人賃貸料所得の分配国民所得に占める割合は(前掲第8表参照)、九一一年の一〇・三%から戦後大きくてん落ちて、二十一年度僅か1%となつたまま、伸び悩みの状態を続けてゐる。これは、農地改革により小作農地の減少したこと、インフレによつて一般物価が騰貴した反面、小作料、地代、家賃等は価格統制により抑えられた等戦後経済の

特殊性によるものである。さまこれを米、英と比較してみると(参考表第五表参照)、両国とも、他の所得に比べればその比重はさほど大きくなはないが、一九五一年において我国の〇・八%に対し米国三・三%、英國三・六%とはるかに大きいのである。

(4) 個人利子所得

個人利子所得とは、個人がその所有する貨幣資本を政府や民間企業に供給することにより、利子として受け取る所得であり、貨幣利子および帰属利子よりなる。

貨幣利子とは、民間企業等が個人に支払う、即ち個人が実際に受取る額としての利子であつて、一般に支払利子あるいは預金利子といわれているものである。

帰属利子とは、金融機関が個人の所有する貨幣資本を預金として預り、それを他の企業へ投資し運用して、利子配当を收入として受取り、その中から、預金者に右に述べた貨幣利子を支払う場合、この受取利子配当と支払貨幣利子の差額、即ちいわゆる利潤の部分等として金融機関に留保されたものであつて、金融機関が個人の預金者に預金の運用にともなつて与える無償サービスに対応して発生したと考えられる利子等である。これは国民所得統計上の特殊の概念である。

(1) 戦後における個人利子所得の推移をみると(前掲第8表参照)、個人賃貸料所得と軌を一にして全く振わず、分配国民所得における比重も、終戦後激減したまま伸び悩みにあり、二十六年度において僅か一・四%に過ぎない。これは前に述べた個人賃貸料所得と同様に、インフレ期における財産所得のすがたを示しているものであろう。なお、個人賃貸料所得とともに利子所得の右のような激減が相対的に前に述べた勤労所得、法人所得等の比率の増大に影響している面も看過されはならない。二十六年度の右の比重を米英と比較してみると(参考表第五表参照)

米国は二・一%で我が国より大きいが、英國は〇・九%で小さくなつてゐる。

(2) 次に個人利子所得の内容を前に述べた貨幣利子、帰属利子に分け、その推移をみれば第21図の通りであつて、戦後貨幣利子の比率が減少し、帰属利子が著しく増加しているのがみられるが、これは預金利子が戦前と対比してあまりのびないのに、貸付利率が戦前よりかなり高いためであろう。

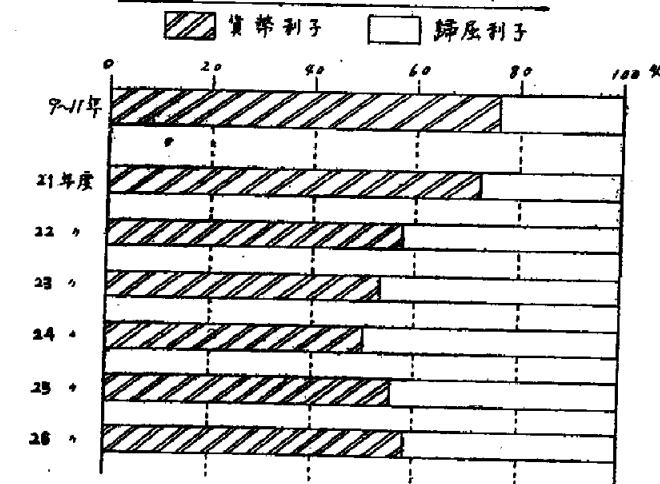
この比率を米国と比較してみると、第22図の示すように、一九五〇年において米国の帰属利子は八〇・一%で我が国の四四・七%よりかなり高くなつてゐる。

(5) 官公事業割余

官公事業割余は、政府や地方公共団体が企業を運営し得た剰余であり、それが企業所得である点においては個人業主所得および法人所得とかわるところがないが、その企業運営の主体が政府または地方公共団体であり、従つて財政と密接な關係にある点に特色があるのである。もつとも國によつて、国民所得統計上の取扱いは必ずしも同一ではなく、わが国および英國等は、企業所得の立場に立つてこれを分配国民所得に算入しているのに対し、米国では、むしろ財政收入である点に着目して間接税に包含させてるのである。もつともわが国では専売益金のみはこれを間接税とみなしている。

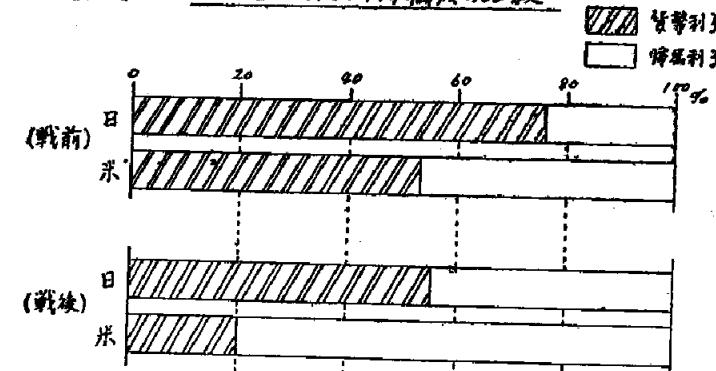
一般に官公事業とよばれるものは、公團、公社等の形態のいわゆる政府關係機関によつて運営されるものと、政府が直接に特別会計を設けて運営するものと二通りあるが、これに従つて現在国民所得統計上取扱われている主な政府の官公事業を分類すれば次の通りである。すなわち政府關係機関によるものとしては、日本専賣公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社であり、特別会計によるものは、印刷局、造幣局、国有林野事業、アルコール専賣事業、郵政事業、貴金属、資金運用部、郵便貯金等である。

○第21図 個人利子所得構成の推移



(備考)参考表第十五表参照

○第22図 日米個人利子所得構成の比較



(備考) 1. 戦前……日本=昭9~11年 米國=1939年

戦後……日本=1950年度 米國 1950年

2. 参考表第十六表参照

前掲第8表により官公事業剰余の推移をみると一(推計資料の関係から地方公共団体の運営する公管事業は含まれていない)一年によつてその変動の甚しいのが目立つが、これは、官公事業が民間企業と異つて、単純に利潤のみを追求するものではなくて、公益事業的なもの、社会政策的なもの、或は経済統制的なもの等々その第一次目的を異なるものが多く、従つて時の政策に大きく左右されるからである。またその分配国民所得における比率も極めて低く二十六年度において僅か〇・一%に過ぎない。ちなみに英國の一九五一年におけるこの比率は一・七%となつてゐる。

なお、二十二、二十三年度の官公事業剰余は赤字を示しているが、戦後のインフレ期においては、官公事業も、民間企業と同様赤字経営に悩み、一般会計から多額の援助を受けつつなお事業の特殊性に制約され、收支が償わなかつたのである。その後経済の安定とともに、漸次健全性をとりもどす一方、官公事業の大半である専売事業、鉄道事業を、それぞれ日本専売公社、日本国有鉄道の政府関係機関に切り換える等官公事業の整備が行われたのである。

(1) 海外よりの純所得

これは、勤労所得をはじめ、右に述べた各種の所得について、海外からの受取分から、海外への支払分を差引いたわが国の海外よりの純受取りの額であつて、国によつては、所得形態に応じて、それぞれの項目に包含させているが、わが国では、これらを別に对外的所得として一括計算しているのである。しかしながら、その額や比率は、前掲第8表にみられるように極く僅かであつて、殆んど問題にならないのである。

(4) 以上所得形態別に分配国民所得の構成をながめたが、最後に所得分布の問題について簡単に触れてみよう。

所得が国民の間にどのように分配されているかといふ所得の階層別分布は、国民所得の構成の中で、古くからもつとも研究されている問題である。けだし、それは生産された所得を、その処分ないし支出に關連づけ、それを規制す

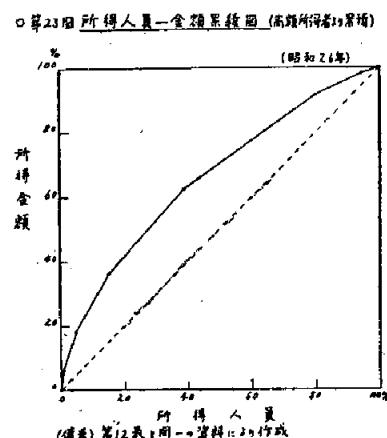
るものであるからである。例えば、個人の自由に処分し得る可処分所得が、総体としては増加しても、その大部分が高額所得者によつて占められ、いわゆる所得分布の不平等度の大きい場合には、処分の面においては、消費支出よりもむしろ貯蓄の割合が増加し、逆に所得分布が平等に近づけば、消費支出を増加せしめ、貯蓄の減少をもたらすものである。また税引前の分布と、税引後のそれを比較することによって、税制の影響がわかり、財政の介入による所得再分配の効果を判断することも出来るのである。

このように所得の階級別分布は、消費支出および貯蓄を通じて、国民の生活水準と資本蓄積に重要な関係をもち、さらに財政とも密接な関係にあるため、経済理論の実証的研究や、経済政策の樹立には極めて有用なのであるが、実際問題としては、分布の型をあらわす経験法則の確立も不十分であり、不平等の意義にも問題が多く、特に、基礎資料が概ね税務統計に限られているため、免税点以下の分布は遠観統計によらざるを得ないといふ根本的な欠陥があるので、研究の成果は未だみるべきものが多く、今後の課題として残されているのである。

従つてここでは、戦後ににおける分配国民所得や個人所得の分布の推移を、具体的に、対前年度、若くは戦前等と比較検討することは一応保留し、かりに、国民所得若しくは個人所得の一項目である個人業主所得の二十六年における分布の態様を所得税法による申告納税者の総所得によつてながめてみるとどうか。すなわち第23図は、二十六年分の申告所得について、高額所得階級から所得金額の累積に対応する所得人員の変化をあらわし（いわゆるローレンツ曲線）、第12表は、所得の階級別に対応する所得人員の割合を示すものであるが、これらによると、例えば、六割の所得が四割近くの人員によつて占められ、一二万円から二〇万円までの間の所得者が最も多くて総人員の四割以上におよび、その所得の合計は、総所得の約三割を占めている等の関係がわかるのである。

所得階級	人員数	百分比
8万円以下	200,240	5.76
8万円超 12万円以下	496,050	14.26
12万円 " 20万円 "	1,419,745	40.82
20万円 " 30万円 "	819,015	23.55
30万円 " 50万円 "	376,525	10.83
50万円 " 100万円 "	141,073	4.06
100万円 " 200万円 "	19,362	0.56
200万円 " 500万円 "	4,769	0.14
500万円 "	697	0.02
合 計	3,477,476	100.00

○第12表 所得階級別人員数 (昭和26年)
(備考) 国税庁総務課27年9月作成、所得種類別調査結果表による



(二) 文出面
からみた
国民所得
の構成
(1) 分配国民所
得と国民総支出
との関連

勤労者、個人業主、
法人企業、官公企業
等の経済主体に分配された分配国民所得は、個人生活を維持するため、あるいは投資のため支出されるのであるが、この支出面からとらえた国民所得が国民支出とよばれるものであり、国民所得統計上はこれに資本減耗引当を含ませて国民総支出として推計しているのである。なおこの支出によつて購入されるものは国民経済の生産物であるから、この国民総支出は国民総生産ともいふのである。

国民総支出又は総生産は、右にのべたように資本減耗引当を含み、かつ国民所得統計上の約束として、最終生産物を市場価格で評価し推計されているので、これを各経済主体に支払われる所得として要素費用で示される分配国民所得の額と一致さずためには、分配国民所得に間接事業税及び資本減耗引当を加え、価格差補給金等を控除しなければ

○第13表 国民総生

区分 項目	年次	実 数				
		昭和 9~11年	21年度	22年度	23年度	24年度
国 調	得 目	14.5	386.7	1,041.2	2,123.6	2,884.4
	所 項	2.6	9.9	117.3	275.3	331.9
	業 (加算) (接除)	1.7	23.2	113.0	312.9	433.1
	税 金 (整除) (補助)	0.1	26.4	36.7	109.8	211.1
	事 業 (加算) (資本)	1.0	13.1	41.0	72.2	109.9
	助 成 (資本)	1.2	76.4	141.0	201.8	34.0
	耗 費 (上 総 民 國)	18.3	473.0	1,299.5	2,600.7	3,250.3
	引 そ 産					
	当 ご 費					

産 費 の 推 移

(十億円)		構 成 比						
25年度	26年度	昭和 9~11年	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
3,693.7	4,849.4	79.3	81.8	80.1	81.7	88.7	90.6	91.1
498.3	748.9	14.2	2.1	9.0	10.6	10.2	12.3	14.0
417.3	549.2	(9.3)	(4.9)	(8.7)	(12.0)	(13.3)	(10.3)	(10.3)
68.0	36.5	(0.5)	(5.6)	(2.8)	(4.2)	(6.5)	(1.7)	(0.7)
149.0	236.2	(5.4)	(2.8)	(3.1)	(2.8)	(3.4)	(3.7)	(4.4)
△ 116.1	△ 278.5	6.5	16.1	10.9	7.7	1.1△	2.9	△ 5.1
4,065.9	5,324.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

ならない。そして分配国民所得にこれらの調整項目を加除したものを、一応理論上、国民総生産を生産するに要した生産費とみて国民総生産費とよんでいるのである。さらに分配国民所得は、その推計方法において、生産された生産物が、所得として、個々の経済主体に分配される点において主として捕捉する人的方法をとるのに對し、国民総支出は、生産物の流れそのものを追究する主として物的方法により推計されるため、両者において主に使用される基礎資料が相違するので通常そこに統計上のそこが生れる。

右のように分配国民所得と国民総支出とは、統計上のそこを含めた国民総生産費と国民総支出として、国民所得統計上関連づけられてるのであるが、まず国民総生産費のうち、分配国民所得については、(二)で既に述べたので、調整項目以下についてその推移をながめてみよう。

第13表は戦前戦後の国民総生産費の推移を示したものであるが、これによると、調整項目のうち最も大きい比重を占めているのは間接事業税である。間接事業税は、所得税、法人税等のように直接分配された所得の中から支払われるものとちがつて、生産物の流通の過程において、生産物の市場価格に附加せられる税種であるが、終戦直後の社会的経済的混乱の時代にあつては、税率は、勢い徴税の比較的容易な間接税においてあげられたため、二十一年度から二十四年度までは、間接事業税の比重も大きかつた

が、安定経済に移行するとともに、シヤウプ税制改革で、直接税に重心が移つたためもあつて、右表の示す通り、二十五年度以後はそのウェイトを減少し、二十六年度は国民総生産費に対して約一割となり、戦前水準になり近づいている。

つぎに価格差補給金や損失補償金等の政府補助金は、戦後の企業及び家計の赤字を救済し人心安定と生産復興を目的として、年々多額に財政より支出され、その目的に寄与したことは周知の通りであるが、二十四年度からは、経済の安定と正常化をねらいとする均衡財政の建前から、各種の補助金が順次削減されて行き、二十六年度では三百六十五億円、国民総生産費に対して〇・七%と著しく減少している。

さらに資本減耗引当であるが、これは、生産設備等の減耗に対し、その減耗しただけ資本を補填していかなければ資本はくいつぶされてしまうので、生産物の価値のうちからこれを補填する場合のその補填部分をいうのである。そしてこの資本減耗引当部分は、純生産物の分配である分配国民所得には含まれないが、国民総支出の中の資本形成には、前に述べたように資本の純増加部分とともに資本減耗引当部分も含まれているため、これと一致させるためには、資本減耗引当部分を分配国民所得に加算する必要がある。資本減耗引当の内容は、(1)通常の経済活動によつて消耗した資本

○第14表 資本減耗

番号	区分年次	実数				
		9~11年	21年度	22年度	23年度	24年度
1	減価償却費	1.0	10.2	33.7	58.2	93.3
2	資本償却費	...	2.9	7.3	14.0	16.6
3	合計(資本減耗引当)	1.0	13.1	41.0	72.2	109.9
						149.0

引当の推移

(十億円)	26年度 B	対前年比 B/A	構成比					
			9~11年	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
210.6	160.4	100.0	78.0	82.3	80.7	84.9	88.1	89.1
25.6	144.6	...	22.0	17.7	19.3	15.1	11.9	10.9
236.2	158.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

の価値で生産物へ価値が移転した部分（減価償却）②工場建物機械等の固定資本や森林等が火災や風水害によつてうけた損害等のような、経常的な減価償却ではカバーし得ない偶發的な資本の減耗（固定資本に対する偶發損）③個々の事業において、耐久的な資本財のうち、例えばドリル、工具等の小道具や耐久包装用具のような、比較的耐用命数も短い小物の購入を、経理上資本財としてよりむしろ経費として処理している場合のこれらの支出類（経常費にあてられた資本支出）の三つの要素からなつてゐるのである。

いまこの資本減耗引当の推移をみると（前掲第13表参照）、国民総生産費に対する比重についてみられるように、戦後初期においては資本減耗引当が少く、その後次第に増加して、二十六年度には四・四%となり、戦前水準に近づいてゐる。ちなみに資本減耗引当額に占める減価償却と資本偶發損の割合は、第14表にみられるように、夫々二十一年度七八%と一二%，二十六年度八九%と一一%である。（経常費にあてられた資本支出は実際問題として推計困難があるので算出されない場合が多い。）

この間の事情は、戦後インフレーションの昂進により、資本の帳簿価格と時価との開きが大きくなり資本のくじつぶしが行われていたこと、及び資産再評価が認められて二十五年度より減価償却額が増大したことなどを物語るものであろう。然しながら、資本減耗引当が増加したとはいえ、二十六年度の水準で果して現実の資本減耗が完全に補填され、資本のくじつぶしをしないで再生産が行われるかどうかは問題である。

こころみにこの国民総生産費に対する比率を米、英と比較してみると（第15表参照）一九五一年において、わが国の一・四%に対し、米国七・二%，英國六・二%と、ともに高い比率を示しているのである。もつともわが国の統計は、米国のそれとちがつて、国民所得に官公事業剰余が含まれ、また後に述べる在庫品評価調整という統計上の操作がなされていないので、もしこれらの調整を行えば、国民所得が減少し、従つて減耗引当の総生産費に対する比率も若干増加することになるのであろうが、それでも両国に匹敵することは出来ないであろう。

以上の各種の調整項目を分配国民所得に加除したものが、理論的には、国民総生産費となり、国民総支出と等しくなるわけであるが、前に述べたように、分配国民所得と国民総支出はその推計方法や基礎資料を異にするので、その間に統計上のそごが生れるのである。そしてこのそごが大きい時は、以上に述べた分配国民所得と国民総支出のいろいろな関係の究明をあいまいならしめるのである。

(2) 国民総支出の構成

生産物の流れを支出面においてとらえた国民総支出は、国民所得統計上、前に述べたように、間接事業税や資本減耗引当を含み、市場価格で評価推計しているのであるが、この国民総支出統計によつて、国民所得の支出面の構成をながめてみよう。

(a) 個人が日常生活を営むために食糧費、被服費、光熱費等として財貨やサービ

スを購入するために出した個人消費支出。

(b) 個人や民間企業が住宅や耐久生産施設に投資して資本を形成した部分と、生産物の在庫品の増加部分よりなる国内民間総資本形成。

(c) 中央及び地方の政府又は公共団体が、個人や企業の所得から税金その他の形等で吸い上げて得た収入で、消費的目的のために財貨やサービスを購入したその支出、及び官公企業等に投資して資本形成に向けられた部分とかなる政府の財貨とサービス購入。

(d) 国内の生産物を外国に売りあげて得た収入と外国の生産物を購入した場合の支出とのいわゆる国際收支の經常勘定の差額である海外純投資。

⑥四項目に分けられるが、いま戦前戦後におけるこれらの構成の推移を示せば第16表の通りである。

まず全体の傾向をたどつてながめてみると、戦後初期の二年前一年度では、国民総支出に対する比重で、個人消費支出は戦の六一%から七〇%に上昇し、政府の財貨とサービス購入もわずかながら増加したのに対応して、国内民間総資本形成と海外

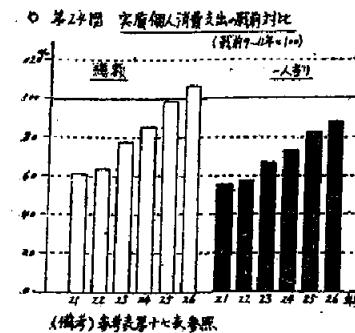
純投資はいちじるしく減少しているが、その後逆転して、個人消費支出は減少に向い、国内民間総資本形成が増加してほぼ戦前の構成に近づきつつある。

これは戦後生産低下、物資欠乏によつて国民の日常生活がひつ迫し、資本はむしろくじらされ、また海外貿易が制限されしかもそれは輸入超過であつたのが、その後経済の安定とともに生産が復興し、さらに、動乱ブームを迎えて生産規模が拡張し、特需や輸出増加がもたらされた経緯を示すものであろう。もつとも、それぞれの項目の実質的な水準については、或は戦前を超えたもの、或は戦前に及ばないもの等、さまざまであり、その内容も変動がはげしいが、以下各々について更に具体的に分析してみよう。

(イ) 個人消費支出

(1) 戦前戦後の個人消費支出の推移は前掲第16表の通りであつて、名目でみると、二十五年度は二兆五千六百三十億円で、戦前の二二九倍、二十六年度は三兆一千七百八十億円で、二八四倍であるが、九一十一年平均の戦前基準による実質額では、第24図の示すように、

二十五年度において漸くほぼ戦前水準に到達し、二十六年度は六%増となつてくる。国民総支出に対する割合では、戦前戦後を通じてその半分以上を占めてはいるが、つぎに述べるように一人当たり実質水準は未だ戦前に達してはいないのに拘らず、二十五年度頃より、国内民間総資本形成に圧迫されて戦前より低い割合に抑えられているのである。すなわち国民の消費生活の水準を示す国民一人当たり消費水準は、名目では、二十五年度三万八百十九円、二十六年度三万七千五百八十八円となつてゐるが(参考表第十七表参照)、戦前基準の実質水準で



項 目	分 國 別	実 數			構 成 比		
		日 (千億円)	米 (十億ドル)	英 (百万ポンド)	日	米	英
1	得	4,849.4	275.5	11,532	91.1	84.0	81.2
2	目	748.9	49.2	2,664	14.0	15.0	18.8
3	税	549.2	25.4	2,259	10.3	7.7	15.9
4	業	—	0.8	—	—	0.3	—
5	支	36.5	0.5	477	0.7	0.2	3.3
6	金	236.2	23.5	882	4.4	7.2	6.2
7	当	△ 273.5	3.1	—	5.1	1.0	—
8	費	5,324.8	327.8	14,196	100.0	100.0	100.0

(備考) 1. 日本は年度

2. 米国—商務省発行カレントビズネス1952年5月号による
英國—1951年暫定国民所得白書による